

乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備基本計画

【正誤表】

箇所	誤	正
目次 1ページ	第1章 計画策定の主旨	第1章 計画策定の趣旨
1ページ	第1章 計画策定の主旨	第1章 計画策定の趣旨
2ページ 2.1 施設整備基本方針	前述した計画策定主旨で示された内容を踏まえて、	前述した計画策定趣旨で示された内容を踏まえて、
6ページ 3.3 施設の立地に関する届出等	適用範囲:土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合 計画施設:埋蔵文化財包蔵地ではないため、該当しない。 適用の有無:不適用	適用範囲:土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合、届出が必要 計画施設:埋蔵文化財包蔵地(長岡京跡)に該当する。 適用の有無:適用
49ページ 5.1 公害防止に関する法規制基準	表5-11 騒音規制法に基づく騒音規制基準 表の1行目 昼間 午前8～午後6時 朝・夕 午前6～午後8時 午後6～午後11時 夜間 午後11～午前6時	表5-11 騒音規制法に基づく騒音規制基準 表の1行目 昼間 午前8～午後6時 朝・夕 午前6～午前8時 午後6～午後10時 夜間 午後10～午前6時
53ページ 5.1 公害防止に関する法規制基準	表5-18 水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境に係る排水基準) 浮遊物質 2行目 <u>25mg/L(日間平均20mg/L以下)</u> 化学的酸素要求量 <u>160(日間平均120)以下</u>	表5-18 水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境に係る排水基準) 浮遊物質 2行目 <u>90(日間平均70以下)</u> <u>行削除(海域及び湖沼に排出される排水に限るため)</u>